⑪　施工体制に関し、次の要件を備えていること。
イ　会社としての「かし処理体制」が整備されていること。
ロ　施工にあたって、会社の施工部門と品質管理部門がそれぞれ独立した体制を取ることができること。
⑫　平成28年４月１日から下記５⑴に定める申請書等の提出期限までの間に機構が東日本地区で発注した工事種別「建築」において調査基準価格を下回った価格をもって契約し、工事成績評定が68点未満である者については、次の条件を満たしていること。
・機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、低入札価格調査中の者でないこと。
・機構が発注した工事種別「建築」で調査基準価格を下回った価格で契約し施工中の者は、下記５⑴に定める申請書等の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。
⑬　低入札価格調査対象となった場合には、⑨に掲げる基準を満たす専任の技術者を全ての工事に１名以上追加配置できること。なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。（工事共同企業体申込みの場合は、工事共同企業体として上記に掲げる技術者の追加配置を求めるものとする。）
⑭　工事共同企業体の構成基準　工事共同企業体の構成は、①から⑬をすべて満たす者で構成され、かつ、次のイ及びロにより構成しなければならない。また、工事共同企業体の構成員数は、３者以内とする。
イ　各構成員の出資比率は、２者で構成される場合にあっては30％以上、３者で構成される場合にあっては20％以上であること。
ロ　代表者は、各構成員のうち、出資比率が最大であること。
⑮　工事共同企業体の認定申請等
イ　認定申請　本工事の競争入札に参加を希望する工事共同企業体は、下記５⑴に定める申請書等の提出に先立ち、機構指定様式による「共同請負入札参加資格申請書」及び「特定建設工事共同企業体協定書」等を提出し、機構が示した事項について審査を受け、競争参加資格を有する者として認定を受けなければならない。なお、下記５⑴の提出期間内に申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、競争に参加することができない。
ロ　認定資格の有効期限　認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。
⑷　実施設計を工事請負予定業者以外の者に行わせる場合は、実施設計を行う者（以下「設計業者」という。）が次の①及び②に掲げる条件を満たす者であること。
また、複数の設計業者に行わせる場合は、設計共同体が③に掲げる資格要件を満たすこと。
①　次のイからへに掲げるすべての条件に該当する者であること（複数の者で構成する場合は、すべての者がイからへに掲げるすべての条件に該当する者であること。）。
イ　「設計・施工に関する覚書」を締結する意思のある者であること。
ロ　独立行政法人都市再生機構会計実施細則第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。
ハ　国税、地方税、その他の公租公課について滞納がある者でないこと。
ニ　暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者でないこと。
ホ　下記５⑴に定める申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、機構から本工事を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。
ヘ　下記３⑴に定める本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある設計業者でないこと。
②　次のイからハの条件をすべて満たすこと。
イ　一級建築士事務所登録のある者。
ロ　日本国内において、平成20年度から公告日の前日までに工事完了した「主要用途オフィス、高さ100m以上、延床面積50,000㎡以上の施設建築物」の設計実績のある者。
ハ　機構東日本地区における平成29・30年度「建築設計」に係る一般競争参加資格の認定を受けている者。
③　設計共同体としての資格要件等
イ　認定申請　下記５⑴の資料の提出に先立ち、「競争参加資格審査申請書」及び「設計共同体協定書」を提出し、機構が示した事項について審査を受け、設計共同体としての認定を受けなければならない。
ロ　構成員の資格　①並びに②イ及びハに掲げる条件を満たしている者（ただし、代表者は②ロの条件も必要。）により構成される設計共同体であって、設計共同体としての認定を受けているものであること。
ハ　設計共同体としての資格及び審査　次に掲げる条件を満たさない設計共同体については、設計共同体としての資格がないと認定する。それ以外の設計共同体については、「競争参加者の資格に関する公示」（平成28年10月３日官報（政府調達第185号）公示）５の⑴及び⑵に掲げる項目について総合点数を付与して設計共同体としての資格があると認定する。
⑴　構成員の組合せ　構成員の組合せは、次の条件に該当する者の組合せとするものとする。
a　東日本賃貸住宅本部長から本工事の実施場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けている期間中でないこと。
⑵　業務形態
a　構成員の業務分担が、業務の内容により、「設計共同体協定書」において明らかであること。
b　一の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことについて、設計共同体協定書において明らかであること。
⑶　代表者要件　構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。
ニ　一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体の取扱い　②ハの認定を受けていない者を構成員に含む設計共同体も下記５⑴に定める申請書等の提出期限の７日前までに申請し、提出期間内に認定を受けることが必要である。
ホ　資格審査結果の通知　設計共同体認定通知書により通知する。
ヘ　資格の有効期間　ニの設計共同体としての資格の有効期間は、設計共同体としての資格の認定日から本工事が完成する日までとする。ただし、落札者以外の者にあっては、本工事に係る「設計・施工に関する覚書」が締結される日までとする。
ト　その他　設計共同体の名称は「虎ノ門二丁目地区（再）特定業務代行施設建築物建設工事△△・××設計共同体」とする。
３　設計業務等の受託者等
⑴　上記２⑶⑥及び２⑷①への「本工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。
・株式会社日本設計、株式会社三菱地所設計、株式会社ＵＲリンケージ、大日本コンサルタント株式会社、宏栄コンサルタント株式会社
⑵　上記２⑶⑥及び２⑷①への「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者又は設計業者」とは、次の①から③のいずれかに該当する者である。
①　当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者又は設計業者。
②　建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている当該建設業者。
③　設計業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている当該設計業者。
４　担当本部等
⑴　「公募全般」に関すること　〒163―1382　東京都新宿区西新宿六丁目５番１号（新宿アイランドタワー17階）独立行政法人都市再生機構東日本賃貸住宅本部　技術監理部工務課　電話03―5323―2903